

報告第1号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年9月17日午後1時18分ごろ、渋川市渋川533番地先市道坂下元町線において、教育部学校給食課南部学校給食共同調理場臨時職員運転の公用車（群馬130さ2604）が東に向かって走行中、
氏が運転し、停車していた軽自動車（
所有者
氏、使用者
氏）とすれ違う際、配送車のコンテナと相手方車両の右サイドミラーが接触し、右サイドミラーが破損したため、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月10日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉
乙

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費45,034円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

45,034円